

広島県告示第四十八号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定によって、県営玉の井住宅、県営廿日市住宅、県営地御前住宅、県営大竹住宅、県営北栄住宅及び県営東栄住宅並びに県営玉の井住宅駐車場、県営廿日市住宅駐車場、県営地御前住宅駐車場、県営大竹住宅駐車場、県営北栄住宅駐車場及び県営東栄住宅駐車場の管理を行う指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十二年一月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指 定 を 受 け た 者		指 定 年 月 日	管 理 の 期 間
名 称 及 び 代 表 者 氏 名	主たる事務所の 所 在 地		
広島県ビルメンテナン ス協同組合 代表理事 並川 壽男	広島市中区千田町三丁 目六番八号	平成二十二年二月二五 日	平成二十二年四月一日〜 平成二十七年三月三十一日